

自然環境整備計画(国定公園等整備事業)の目標、計画期間及び整備方針

都道府県名	愛知県	個別地域	三河湾国定公園(伊良湖休暇村公園施設)
-------	-----	------	---------------------

計画期間	平成 30 年度 ~ 平成 34 年度
------	---------------------

目標
 大目標：豊かな自然とのふれあいの場である伊良湖休暇村公園施設を安全かつ快適に利用できるように再整備する。
 目標1：伊良湖園地の駐車場について、老朽化により危険性が高い箇所について、再整備を行い安全性の向上を図る。

目標設定の根拠

個別地域の現状
 ・昭和38年、県と名鉄(株)が共同して厚生省に休暇村誘致を陳情し、三河湾国定公園内の集団地区に休暇村の宿泊施設が整備された。これにあわせて県は伊良湖休暇村公園施設を整備し、昭和41年より自然とのふれあいの場所を提供している。
 ・渥美半島には国や愛知県が指定する絶滅危惧種の海浜性植物等が多く確認されており、伊良湖岬周辺には絶滅危惧Ⅱ類に指定されているシデコブシの群生地や絶滅危惧ⅠB類に指定されたハギクソウの保護区などがある。
 ・伊良湖休暇村公園施設は、年間10万人程度の利用者にレクリエーションの場として利用されており、渥美半島における観光振興の大きな拠点となっている。
 ・電照菊やメロンなどの農作物、伊良湖岬・恋路が浜・菜の花畑などの観光名所、ハマボウの野生地や黒河湿地植物群、タカの渡りなどの豊かな自然環境等、数々の魅力に溢れており、全国から訪れる観光客や自然愛好家が多い。

課題
 ・昭和41年の開園より維持管理を行っているが、施設の老朽化が進み、多くの不良箇所や危険な状態となっている箇所があるため、その解消を図る必要がある。
 ・渥美半島は県内でも有数の観光地であり、地域周辺観光施設と相互に魅力を高め合うとともに補完し合うことにより、三河湾国定公園全体の魅力を高めていく必要がある。

個別地域の整備方針	方針に沿った主要な事業
<ul style="list-style-type: none"> 伊良湖休暇村公園施設にある伊良湖園地の駐車場及び休憩所について不良箇所の改修を行う。 整備する施設は、自然環境に配慮し周りの景観を壊さないものとする。 	1-5伊良湖園地整備事業 駐車場(側溝)、休憩所の改修。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	調査等の方法	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値	
						基準年度	目標年度
1. 計画地区利用者数	人/年	伊良湖休暇村公園施設の利用者数	施設利用者数の集計	施設の魅力に対する指標とし、従前の約5%増を目指す。	120,000	平成28年	126,000 平成35年

その他必要な事項

自然環境整備計画に関する事前評価用チェックシート

都道府県名	愛知県	計画期間	平成 30 年度～平成 34 年度
個別地域名	三河湾国定公園（伊良湖休憩村公園施設）	評価年度	平成 29 年度
1 事業の必要性			チェック欄
★ (1)	事業区域の自然環境、施設整備の現状及び利用の動向等から、事業を実施する必要が認められる。		○
★ (2)	上位計画との整合性が確保されている。		○
★ (3)	自然環境整備交付金取扱要領の 1 に定める交付対象事業等である。		○
2 事業の有効性			チェック欄
★ (1) 公園等の利用			
利用の場合に選択	①	自然体験活動や自然環境学習の場として活用するための整備である。	○
	②	適正な利用への誘導のための整備である。	○
	③	利用環境の向上、安全性の向上のための整備である。	○
	④	質の高い、魅力ある景観づくりのための整備である。	○
	⑤	全ての人を楽しめるようユニバーサルデザイン等を考慮している。	
	⑥	国際的な保護地を活用するための整備である。	
(2) 公園等の保護			
		生物多様性の確保や自然環境の保全等のための整備である。	○
★ (1) 公園等の保護			
保護の場合に選択	①	地域に固有の生態系を確保するための整備である。	
	②	絶滅のおそれのある野生生物の生息・生育環境を保全するための整備である。	
	③	地域に固有の風景を保護するための整備である。	
	④	モニタリング計画が策定されている。	
	⑤	科学的知見に基づく順応的取り組みや計画を評価する体制が整っている。	
	⑥	国際的な保護地を活用するための整備である。	
(2) 公園等の利用			
		自然体験活動や自然環境学習の場として活用するための整備である。	
3 目標と指標の妥当性・実現可能性			チェック欄
★ (1) 目標と指標の妥当性			
	①	目標に対応した適切な指標が設定されている。	○
	②	指標及び数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
(2) 経済性			
		長寿命化やコストの削減に努めるなど経済性に配慮している。	○
(3) 自然環境等への配慮			
		自然環境や地球環境に対し、以下のような配慮をした事業である。 ・整備による風景への影響を最小限とするよう配慮 ・省エネの推進や再生エネルギーの活用 ・地域材等の天然材料等、生態系に配慮した資材の利用 ・外来種の持ち込み対策等に対する施工上の配慮 ・木材を利用する場合に間伐材を使用 ・廃棄物が発生する場合にリサイクル等を推進	○
★ (4) 実現可能性			
	①	関係機関や地域との合意が形成されている。	○
	②	整備完了後適切に維持管理が実施される予定である。	○
	③	事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○

注：★は必須項目